資金循環統計の改定値の公表について

1. 改定の概要

資金循環統計では、新たに入手した基礎資料や制度変更等を反映するため、遡及改定を年に1回実施し、あわせて推計方法の見直しも行っています。本年は6月に実施し、2005年以降の計数を改定しました。遡及改定値については、時系列統計データ検索サイトをご覧下さい。主な変更点と残高(2016年3月末時点)への影響は、以下のとおりです。

(1)企業間・貿易信用

- これまでは、「法人企業統計」(財務省)等から把握できる分だけ計上したあ と、残差(全部門でみた資産と負債の差額)は個人企業の負債によるものとみ なし、家計部門に計上してきました。今回の見直しでは、個人企業の資産・負 債を直接推計するほか、公共工事などに伴う債権・債務を新たに計上し、残差 を民間非金融法人企業部門の負債として計上することとしました。この結果、 主に負債残高が大きく修正され、民間非金融法人企業部門と一般政府部門では 上方に、家計部門では下方に改定されました。

(2) 家計部門の民間金融機関からの借入

・ 個人の住宅借入や消費者信用については、既存の基礎資料を一段と活用することなどで、推計精度を向上させました。個人企業の借入については、過去の一時点を起点に延長推計してきましたが、時間の経過とともに精度が低下する問題があったため、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)などを用いる推計方法に見直しました。この結果、家計部門の民間金融機関からの借入残高は、個人企業向けを主因に下方改定されました。

(3) 国債・財投債

・ 最近のマネーストック統計における広義流動性の見直しでは、国債の推計方法が変更されました。これに伴い、資金循環統計でも、同じ方法を採用しました。また、額面を時価に変換する方法なども見直しました。この結果、国債・財投債の保有残高が、民間非金融法人企業部門と地方公共団体部門では上方に、家計部門と対家計民間非営利団体部門では下方に改定されました。

上記の見直しに加え、新たに入手した基礎資料の反映も行いました。今回の遡及改定全体が主要部門に与えた影響をみると、民間非金融法人企業部門の資産(+43.2兆円)、負債(+119.8兆円)、家計部門の負債(▲81.4兆円)、一般政府部門の負債(+22.6兆円)で、とくに大きくなりました。

2. 主な変更点

以下では、主な変更点について、とくに年度末残高の作成方法に焦点をあて、概要を説明します。また、2016年3月末の残高への定量的な影響も示します。

(1)企業間・貿易信用

(イ) 内容

企業間・貿易信用については、「法人企業統計」の売掛金(含む受取手形)と買掛金(含む支払手形)を、民間非金融法人企業部門の資産と負債として計上するなどしてきました¹。もっとも、こうして把握された資産は負債よりも大きく、残差が発生するため、家計部門に含まれる個人企業に同額の負債があるとみなすことで、全部門でみて資産と負債が一致するようにしてきました。

今回の見直しでは、さまざまな情報を活用するべく、推計手法を抜本的に変更しました。まず、個人企業の売上債権と買入債務を、入手可能な統計を用いて直接推計します。次に、これまで計上されていなかった部門間の取引(公共料金、公共工事など)に伴う債権・債務を、業界統計などを活用して新たに計上します。最後に、残差は、民間非金融法人企業部門の負債に加算することで解消します。具体的には、以下のとおりです。

① 個人企業の直接推計

個人企業の売上債権を推計するため、下式のように、「中小企業実態基本調査」から得られる個人企業の売上に、売上債権対売上比率を乗じる方法を採用しました。買入債務も同様にして推計します。「中小企業実態基本調査」では、個人企業の掛取引の情報は得られないため、個人企業に最も近いとみられる「従業員数 5人以下」の法人企業のデータを利用します²。

個人企業の売上債権 = 個人企業の売上 × 法人 (5 人以下) の売上債権対売上比率 個人企業の買入債務 = 個人企業の売上原価 × 法人 (5 人以下) の買入債務対売上原価比率

1 企業間・貿易信用は、「財・サービスの経常的な取引(本来の業務)に伴って、非金融部門に区分される主体間で発生する債権・債務」と定義されます。主に企業間信用と企業から家計など他部門への与信で構成され、貿易信用の割合は大きくはありません。

² 中小企業実態基本調査は、経済センサスに基づく目標母集団を設定しています。標本数は、類似統計の中で最大の約11万社であり、そのうち2万社強が個人企業です。もっとも、売掛金や受取手形などの掛取引は、法人企業のみが集計対象となっています。

この結果、2016年3月末における個人企業の売上債権は2.3兆円、買入債務は1.2兆円となり、個人企業が含まれる家計部門に計上されました。

② 部門間の取引に伴う信用の新規計上

部門間の取引に伴う債権・債務のうち、従来十分に捉えられていなかった部分 を、以下のとおり、広範に新規計上しました。

(公共料金)

家計が電気や水道などの公共サービスを使用したあと、料金が支払われるまでの間は、サービス提供主体が家計に与信をしていることになります。もっとも、これまでは、家計部門の負債全額に加え、水道の提供主体である地方公共団体部門の資産も未計上となっていました 3 。そこで、今回の見直しでは、「国民経済計算年次推計」(内閣府)の「家計の目的別最終消費支出」等から、公共サービスへの支出を推計し、平均的な信用供与期間(1か月)に換算して計上する方法を採用しました 4 。

この結果、家計部門の負債が 1.6 兆円、地方公共団体部門の資産が 0.1 兆円上方 改定されました。

(医療・介護費用)

診療・介護費用における公的保健の負担分は、医療・介護サービス提供月の翌々月に入金されるため、この約2か月間は、医療・介護施設が社会保障基金に与信していることになります。もっとも、これまでは、「法人企業統計」(医療・福祉業)等から把握できる一部の資産を除き、未計上となっていました。今回の見直しでは、利用者負担分を除いた医療費の2か月分を与信とみなし、厚生労働省が公表する各種統計を活用して下式から推計するほか、介護費用についても同様の方法で推計することとしました 5 。

医療費にかかる企業間・貿易信用(社会保障基金部門の負債)

= 前月と当月の診療分の医療費 - 年間医療費のうち患者負担額 × 2か月/12か月

3

³ 公共サービスのうち、後払いされるものとしては、電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話があります。これらのうち、水道を除けば、資産側は、見直し前も法人企業統計などを用いて把握されていました。

⁴ 産業連関表を用いる別の方法でも同様の結果が得られるため、推計精度は相応に高いものと みられます。

⁵ 医療費の推計では、「医療費の動向」と「国民医療費」を用いて総額を求め、経営主体別の診療報酬データを利用して、家計部門(開業医など)、公的非金融法人企業部門、民間非金融法人企業部門に資産を按分します。また、医療施設は保険の入金後に医薬品や機器などの一部費用を支払っている(薬品メーカー等から医療施設に対して与信が発生している)との考えに基づき、資産の半額を負債に計上します。介護費については、「介護給付費等実態調査」を用いて介護サービスの種類別に利用者負担を除いた費用を特定し、「介護サービス施設・事業所調査」の開設主体別施設数を利用して資産を按分します。

この結果、社会保障基金部門の負債が 7.9 兆円上方改定されたほか、民間非金融法人企業部門などでも資産と負債が上方に改定されました⁶。

(公共工事)

公共工事の後払い金は、建設会社から工事発注者(中央政府、地方公共団体、公的非金融法人企業)への与信となります。これまでは、「法人企業統計」を用いて建設会社の資産は計上してきましたが、工事発注者の負債は未計上でした。今回の見直しでは、「建設総合統計」(国土交通省)の公共工事にかかる手持ち工事残高と出来高を用いて、下式のように後払い相当額を推計したうえで、「公共工事前払金保証統計」(東日本建設業保証)を用いて発注主体別に按分することとしました。。

公共工事にかかる企業間・貿易信用(発注主体の負債)

= (手持ち工事残高 + 前月と当月の出来高) × 後払い比率 (6割)

この結果、地方公共団体部門の負債が約8兆円、中央政府部門と公的非金融法 人企業部門の負債がそれぞれ約2兆円、上方に改定されました。

(住宅投資)

未完成住宅の取引にあたっては、契約時に家計が住宅販売を手掛ける企業に頭金のみを支払うことが一般的であり、残金は、企業から家計に対する与信となります⁸。これまでは、「法人企業統計」を用いて民間非金融法人企業部門の資産は計上してきましたが、家計部門の負債は未計上でした。今回の見直しでは、「建設総合統計」の民間用住宅の手持ち工事残高を用いて、家計部門の負債を下式から推計し、新規に計上することとしました⁹。

住宅投資にかかる企業間・貿易信用(家計部門の負債)= 手持ち工事残高 × 後払い比率

この結果、家計部門の負債が約3兆円上方改定されました。

(クレジットカード取引とリース取引)

クレジットカード取引では、カード会社から家計に与信が発生すると同時に、

6 社会保障基金部門の負債の算出結果 (2015 年度平均:約7.5 兆円) は、国民経済計算の「一般政府の社会保障移転(社会保障給付関連)」(2015 年度:約43 兆円)の2か月分(約7.2 兆円)とも近い水準にあるため、推計手法の精度は相応に高いものとみられます。

⁷ 当月と前月の出来高を加えているのは、公共工事の完成後、完成検査を経て後払い金が支払 われるまでに約2か月を要するためです。後払い比率を6割としたのは、工事費総額の4割を 前払いし、工事完成後に残金6割を後払いする方式が広く使用されているためです。

⁸ 分譲のマンションと戸建の完成物件の取引では、即時に住宅ローンが実行されて住宅関連企業に支払われることから、金融機関から家計への与信が発生しますが、住宅関連企業からの与信は発生しません。このため、未完成物件の割合を「首都圏のマンション市場動向」(不動産経済研究所)などの初月販売率を用いて推計し、これを乗じることで、未完成物件分のみを計上します。

⁹ 後払い比率は、住宅生産団体連合会のガイドラインや取引慣行を踏まえて推定します。

小売店等からカード会社にも与信が発生します。一方、リース取引では、リース会社からリースの借り手に与信が発生するとともに、機械等のサプライヤーからリース会社にも与信が発生します。これまでは、ファイナンス会社部門(カード・リース会社)の負債は未収・未払金、それに対応する民間非金融法人企業部門(小売店等、サプライヤー)の資産は企業間・貿易信用として計上してきましたが、今回の見直しでは、双方とも企業間・貿易信用として計上することとしました。

この結果、ファイナンス会社部門の負債のうち 1.7 兆円の計上先が、未収・未払金から企業間・貿易信用に変更されました。

③ 残差処理

上記の一連の見直しにより、残差は約 62 兆円から約 42 兆円まで縮小しました。 今回の見直しでは、この残差を、家計部門ではなく、民間非金融法人企業部門に 帰属させることとしました。これは、法人企業統計の「買掛金」からは、企業の 買入債務を十分に捕捉できないことが、残差発生の主因と考えたためです¹⁰。

(口)影響

上記の見直しにより、家計部門の負債が大幅に下方改定された一方、民間非金融 法人企業部門の負債は大幅な上方改定となりました。この主因は、残差処理の変更 です。また、公共工事や医療・介護に伴う債務の新規計上を受け、一般政府部門の 負債も大きく上方改定されました。

▽企業間・貿易信用に影響が及ぶ主な部門の残高の増減(2016年3月末、兆円)

	残高 (見直し前)		残高 (見直し後)		残高の増減	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
家計	0	61.8	3.2	6.2	+3.2	▲ 55.6
民間非金融法人企業	223.3	162.4	227.0	204.2	+3.7	+41.8
一般政府	0.3	0	0.5	17.7	+0.2	+17.7
その他全部門計	7.9	7.3	9.5	12.1	+1.6	+4.8
合計	231.5	231.5	240.2	240.2	+8.7	+8.7

た集計項目となっておらず、「その他」として集計されます。

¹⁰ 光熱費を例に挙げると、売り手側(電力会社など)にとっては本業であり、発生した与信は「売掛金」として報告される一方、買い手側にとっては本業ではないため、「買掛金」ではなく「未払金」として報告されることが考えられます。なお、法人企業統計では、未払金は独立し

(2) 家計部門の民間金融機関からの借入

(イ) 内容

家計部門の民間金融機関からの借入は、①「住宅貸付」(個人向け住宅用の借入)、②「消費者信用」(住宅以外を目的とした個人の借入)、③「企業・政府等向け」(個人企業の借入)の3項目の負債として、分類・計上されています。

今回の見直しでは、これら3項目の推計方法を、以下のように変更しました。

(住宅貸付)

国内銀行からの住宅貸付は、「貸出先別貸出金」(日本銀行)を基礎資料として推計しています。同統計には、「企業・政府等向け」に計上すべき個人が営む貸家業向けの貸付が混在していた時期があり、この影響を除く推計を行っています。 今回の見直しでは、この混在分を取り除く方法を変更しました。

(消費者信用)

消費者信用は、金融機関の貸出明細表を基礎資料として推計しています。これまでは、割賦返済される消費者信用とカードローンのみを計上していましたが、 基礎資料を一段と活用し、割賦返済でない消費者信用なども計上するよう見直しました。

(個人企業の借入)

個人企業の借入は、1998 年の残高を起点に、個人企業を多く含む業種の中小企業向け貸出の伸び率などを用いて、延長推計してきましたが、この方法には、時間が経過するにつれて精度が低下していく問題がありました。そこで、今回の見直しでは、「中小企業実態基本調査」を活用する方法を採用しました。具体的には、まず、同調査の法人企業のうち、従業員数が最小(5人以下)の企業区分を個人企業と同等とみなし、1 社あたりの金融機関からの借入額を算出します。これに、「経済センサス」から得られる個人経営の企業数を乗じて、個人企業の借入総額を推計します。さらに、全部門の全金融機関からの借入に占める民間金融機関からの借入の比率を用いて、公的金融機関からの借入額を控除します11。

(口)影響

上記の見直しにより、家計部門の負債が、「企業・政府等向け」で大きく下方改定

¹¹ 今回の見直し後も、データの限界から、上下両方向の誤差の可能性が残ります。具体的には、個人企業 1 社あたりの借入額が、従業員数 5 人以下の法人企業よりも小さい場合には、過大推計となる可能性があります。一方、「経済センサス」で一部業種が調査対象から外れていることなどから、個人企業数が過小推計されている可能性もあります。

されました。また、「企業・政府等向け」については、全部門の負債が別途推計されているため、残差の帰属先である民間非金融法人企業部門の負債が、同額上方改定されました。一方、家計部門の負債と金融機関部門の資産において、住宅貸付が下方改定された一方、消費者信用が上方改定されました。

▽ 影響が及ぶ部門・取引項目と残高の増減(2016年3月末)

部門名	取引項目名		残高(見直し後)	残高の増減	
家計	負債	住宅貸付	171.2 兆円	▲ 6.6 兆円	
		消費者信用	32.2 兆円	+ 8.3 兆円	
		企業・政府等向け	42.5 兆円	▲26.8 兆円	
民間非金融法人企業	負債	企業・政府等向け	298.4 兆円	+26.8 兆円	
金融機関	資産	住宅貸付	171.2 兆円	▲ 6.6 兆円	
		消費者信用	32.2 兆円	+ 8.3 兆円	

(3) 国債・財投債

(イ)内容

最近のマネーストック統計における広義流動性の見直しでは、国債の推計方法が変更されました¹²。この見直しと整合的になるよう、資金循環統計でも、民間非金融法人企業、地方公共団体、対家計民間非営利団体の3部門が保有する国債・財投債の推計方法を、以下のとおり見直しました¹³。

民間非金融法人企業部門と地方公共団体部門による国債・財投債の保有額は、これまで振決国債の保有者に関するデータ等を用いて推計していましたが、同データでは他部門の保有分が混在していることなどから、推計精度に改善の余地がありました。そこで、今回の見直しでは、民間非金融法人企業部門については「法人企業統計」等、地方公共団体部門については「地方財政統計年報」(総務省)等を用いて公社債の保有残高を推計し、この一部を国債・財投債として計上することとしました¹⁴。

-

¹² 詳しくは、2017年6月9日公表の「広義流動性の定例見直しについて」をご覧ください。 13 広義流動性の「国債」は、資金循環統計の「国債・財投債」と「国庫短期証券」に対応して おり、両統計は整合的に作成されています。具体的には、資金循環統計を用い、マネーストッ ク統計における通貨保有主体の概念と近い各部門(家計、民間非金融法人企業、地方公共団体、 対家計民間非営利団体など)の保有分を積み上げたうえで、定義の違いを調整するなどすれば、 広義流動性の「国債」と一致します。定義の違いとしては、広義流動性は平残・額面ベースで ある一方、資金循環統計は末残・時価ベースであることが挙げられます。また、資金循環統計 では「国債・財投債」として計上される信託勘定の運用資産の一部が、広義流動性では「金銭 の信託」に計上されます。

¹⁴ 部門別に、公社債に占める国債・財投債の割合を求め、これを公社債の保有残高に乗じることで、国債・財投債の保有残高を推計します。同割合は、地方公共団体部門では、一部自治体

対家計民間非営利団体部門の保有額については、これまで国債・財投債の発行総額の一定割合を計上してきましたが、金融機関などの保有動向の影響を受けて残高が変動するなど、推計精度に改善の余地がありました。そこで、今回の見直しでは、2011年3月末の残高を起点にして、その前後を、相対的に運用スタンスが近いとみられる非金融法人企業部門の伸び率を用いて推計する方法に変更しました¹⁵。

国債・財投債については、額面に市場価格インデックスを乗じることで時価ベースに変換していますが、この方法も見直しました。具体的には、残存期間が1年未満の債券や、特殊な商品性を持つ個人向け国債は、時価変動が小さいと考えられることから、インデックスを乗じない扱いとしました。その結果、個人向け国債の保有主体である家計部門などの保有額が影響を受けました。

(口)影響

上記の見直しにより、民間非金融法人企業部門と地方公共団体部門の資産が上方 改定された一方、家計部門と対家計民間非営利団体部門では下方改定されました¹⁶。

|--|

部門名	取引項目名		残高(見直し後)	残高の増減	
家計	資産	国債・財投債	12.4 兆円	▲1.4 兆円	
民間非金融法人企業	資産	国債・財投債	9.7 兆円	+5.1 兆円	
地方公共団体	資産	国債・財投債	2.7 兆円	+1.8 兆円	
対家計民間非営利団体	資産	国債・財投債	2.7 兆円	▲1.5 兆円	

3. その他の主な遡及改定

今回の遡及改定では、上記の作成方法の見直しに加えて、新たに入手した基礎資料の反映も行いました。このうち計数への影響が比較的大きいものは、以下のとおりです。

(預金取扱機関による海外向け貸出などの部門別内訳)

預金取扱機関部門から海外部門への民間金融機関貸出を、預金取扱機関部門の 内訳部門(国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関など)に分割する際には、こ

の基金が運用する公社債に占める国債の割合、民間非金融法人企業部門では、公社債の発行残 高に占める国債・財投債の割合に等しいと仮定しました。

¹⁵ 2011 年 3 月末の対家計民間非営利団体部門の保有残高は、「民間非営利団体実態調査」(内閣府、平成 22 年度調査)に基づいて推計しています。

¹⁶ 地方公共団体部門については、国債・財投債以外の公社債も、同様の方法で推計するように 見直しました。その結果、主に地方債(+3.1 兆円)と政府関係機関債(+1.2 兆円)の保有額 が上方改定されました。

れまで農林水産金融機関部門を残差の帰属先としてきました。今回は、農林水産 金融機関部門の貸出を財務諸表等を用いて直接推計したうえで、他部門の貸出と あわせて、貸出総額の按分に用いるように見直しました。また、預金取扱機関部 門の非金融部門貸出金(負債)についても、同じ方法に見直しました。

(確定拠出型年金から保険会社への運用委託分)

確定拠出年金(企業型)の資産のうち、保険会社に運用が委託されている部分を、新規計上することとしました。資金循環統計では、委託された保険会社が実際に運用した取引項目に計上するのが原則ですが、このデータは開示されていません。このため、確定拠出型年金部門の他の資産と同様の方針で運用されているものとみなし、運用先である各種預金や投資信託受益証券などの構成比に応じて按分・計上します。あわせて、確定拠出型年金部門の年金受給権(負債)と家計部門の年金受給権(資産)にも、委託分の全額を計上します。

(個人が海外に直接保有する金融資産)

個人が国内の金融機関を介さずに直接海外に保有する金融資産を、「国外財産調書」(国税庁)を用いて種類別に推計し、家計部門の外貨預金、非金融部門貸出金、対外証券投資に新規計上することとしました。

(生命保険受給権)

生命保険部門の生命保険受給権(負債)については、2009年3月末の残高を生命保険会社の責任準備金に関する明細表等を用いて推計したうえで、これに取引額と調整額を加算することで、2009年6月末以降の残高を推計しています。今回の見直しでは、取引額の推計方法を精緻化することで、2009年4~6月期以降の取引額と2009年6月末以降の残高を改定しました。これに伴い、家計部門の生命保険受給権(資産)も、同額改定されました。

(ディーラー・ブローカーと金融持株会社が発行するCP)

ディーラー・ブローカー部門の負債側に、CPを新規計上しました。また、これまで未計上であった一部の金融持株会社のCPを、金融持株会社部門の負債側に、追加計上しました。これに伴い、残差の帰属先である民間非金融法人企業部門のCP(負債)が、下方改定されました。

(民間非金融法人企業が発行する非上場株式)

民間非金融法人企業部門の非上場株式(負債)の推計にあたっては、「国民経済計算」の時価残高などを使用しています。今回は、新たなデータの入手に伴い、過去の計数が遡及訂正されました。

(国際収支関連統計の遡及改定の反映)

国際収支関連統計の遡及訂正を反映したことに伴い、海外部門の一部取引項目について、2014年以降の計数が遡及訂正されました。

(「金融・非金融部門の貸出部門かつ借入部門別残高」と「証券化商品残高」の時系 列データ)

「金融・非金融部門の貸出部門かつ借入部門別残高」については、参考計数として、速報計数のみを「参考図表」に掲載してきましたが、今回の見直しでは、2005年3月末以降のすべての計数を「時系列統計データ検索サイト」に格納することとしました。一方、「証券化商品残高」については、参考計数として、資金循環統計のウェブページに掲載してきましたが、今回の見直しでは、2007年12月末以降のすべての計数を「時系列統計データ検索サイト」に移行しました。

4. 改定全体の計数面での影響

今回の遡及改定全体が主要部門に与えた影響をみると、民間非金融法人企業部門の資産(+43.2 兆円、+4.2%)、負債(+119.8 兆円、+8.4%)、家計部門の負債(▲81.4 兆円、▲20.8%)、一般政府部門の負債(+22.6 兆円、+1.8%)で、とくに大きくなりました。取引項目別にみると、下表で示されるように、①「企業間・貿易信用」の見直し、②家計部門の民間金融機関からの借入を見直したことに伴う「貸出」の改定、③非上場株式のデータ入手を受けた「株式等・投資信託受益証券」の遡及訂正が、相対的に大きく影響しました。

▽ 影響が及ぶ主な部門・取引項目と残高の増減(2016年3月末)

部門名	取引項目名		残高の増減
家計	資産	株式等・投資信託受益証券	+12.8 兆円
	負債	貸出	▲25.7 兆円
		企業間・貿易信用	▲55.6 兆円
民間非金融法人企業	資産	株式等・投資信託受益証券	+35.2 兆円
	負債	貸出	+31.8 兆円
		株式等・投資信託受益証券	+47.5 兆円
		企業間・貿易信用	+41.9 兆円
一般政府	負債	企業間・貿易信用	+17.7 兆円

以 上

本件に関する照会先 日本銀行調査統計局経済統計課 金融統計グループ 03-3279-1111 (内線 3951)